

「子ども・子育て支援新制度」 が始まります!!

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、子育て家庭の状況に応じた様々な支援を市町村が中心となって行います。



新制度がスタートしたらどう変わるの?



1 教育・保育を一体的に受けられる環境を整えます

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ「認定こども園」の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。保護者の就労状況にかかわらず利用できるなどの効果も期待されています。また、待機児童の多い0～2歳までの子どもの保育の場を、地域の状況に合わせ充実します。



施設型保育(0～5歳)

「認定こども園」(0～5歳)：幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育ての支援も行う施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

「幼稚園」(3～5歳)：3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことが可能な「学校」です。 ※新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断で選択。

「保育所」(0～5歳)：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって乳児または幼児を保育する施設です。

地域型保育(0～2歳)

「家庭的保育」：3歳未満児を対象に、5人以下の少人数での家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業。

「小規模保育」：3歳未満児を対象に、定員19人以下と比較的小規模な環境できめ細やかな保育を実施する事業。

「事業所内保育」：事業所内の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。

「居宅訪問型保育」：障がい・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。



2 教育・保育の必要に応じた認定(1号～3号)がなされます

幼稚園や保育所・認定こども園などの利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。(※入園などの手続きの流れや時期がこれまでと大きく異なるものではありません。)

3つの認定区分

対象となる子ども	認定区分	利用できる主な施設・事業
お子さんが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	1号認定(教育標準時間認定)	幼稚園、認定こども園
お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	2号認定(満3歳以上・保育認定)	保育所、認定こども園
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	3号認定(満3歳未満・保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

保育認定(2号認定・3号認定)の注意事項

1. 保育所等での保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他これらのことに類する状態として市町村が認める場合

2. 保護者の就労形態などにより、次の2つの利用区分に分けられます。

ア. 保育標準時間利用：フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

イ. 保育短時間利用：パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)



3 地域の子育て支援を充実します!!

在宅で子育てをしている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。例えば、利用者支援事業、放課後児童クラブ(児童育成クラブ)、病児病後児保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、ファミリーサポートセンター、こんには赤ちゃん事業、ショートステイなど様々な子育て支援事業を充実します。



※施設などを利用する場合や、認定の申請、子育て支援などの諸手続きについては、今後市政だよりや市ホームページなどでお知らせしていきます



詳しくは、子ども支援課(子育て支援関係) ☎096-328-2158、保育幼稚園課(保育所等関係) ☎096-328-2568、青少年育成課(児童育成クラブ関係) ☎096-328-2277へお問い合わせください。